

令和7年2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	安富町塩野 (塩野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内においては、所有者が離農した農地を集落営農が借受け耕作を行っている。高齢化が進み後継者がいない個人農家が多いうえ、集落営農組織においても構成員が高齢化しているなか後継者の育成が進んでおらず、今後の農地の維持管理が課題となっている。
主な作物: 水稲、小豆、野菜、花き

(2) 地域における農業の将来の在り方

主に水稲を作付けしており、集落営農において小豆を栽培し出荷している。また、花きを施設栽培しているなど水稲以外での農地の活用ができていますが、地域全体が傾斜地であるため耕作条件に恵まれておらず、今後、労働生産性を向上させるためスマート農業機器の導入などで遊休農地化を防ぐことを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
新たに参入を希望する担い手が存在するようであれば、その担い手に集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を行っているが施設の老朽化、及び農地の区画が小規模なうえ、農地間の「のり面」が急傾斜であるため労働生産性の向上が見込めない。今後、スマート農業等の導入、のり面の緩傾斜化を検討し、各種整備事業等の情報収集に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手の確保、及び営農組織においては後継者の育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策においては、補助事業を活用し防護柵の設置等を進めていく。
- ③スマート農業機器については、導入効果や費用対効果などの検証を実施していく。
- ⑦農地の管理については、中山間地域直接支払交付金を活用して管理を行う。